

## 中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

### 1 業務の名称

中学生向け消費生活学習資料作成業務

### 2 業務の目的

中学生が消費生活に関心を持ち、基礎的な消費生活の知識を身につけるため、学校教育における消費生活学習資料を作成するもの

### 3 業務の内容

「中学生向け消費生活学習資料作成業務委託仕様書」のとおり

### 4 契約期間

契約締結の日から令和8年1月20日まで

### 5 予算上限額

667千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は予算の上限であって契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。企画提案は、上記金額の範囲内で行うこと。

### 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (9) 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登載された者で、入札参加希望業種が大分類「印刷」に搭載された指名競争入札参加資格を有するものであること。
- (10) 企画・構成、印刷・製本等に関し、令和2年度以降にデザイン・編集を含む成果物（8ページ以上の印刷物）の製作実績を有すること。

## 7 参加の申し込み

### (1) 提出書類

- ① 中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 会社概要及び業務実績書（様式2）
- ③ 市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けているものについては、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可）

### (2) 提出期限

令和7年8月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (4) 提出方法

提出先に持参、郵送の方法により提出しなければならない。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

### (5) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市消費生活センター（西別館1階）

電話 099-808-7512

FAX 099-808-7501

電子メール syouhi@city.kagoshima.lg.jp

## 8 説明会

実施しない

## 9 本業務に関する質問

本業務の内容や提出書類等に係る質問がある場合は、質問書（様式3）により、電子メール又はFAXで提出すること。

### (1) 提出先

7(5)に同じ

### (2) 質問受付期間

令和7年8月21日（木）午後5時15分まで（期限厳守）

### (3) 回答方法

令和7年8月26日（火）までに本市ホームページ上に質問内容とその回答を掲載する。

## 10 企画提案書の提出

### (1) 提出品目及び提出部数

- ① 企画趣意書（A4版 縦 片面で2ページ以内、様式は自由）

10部（社名入り1部、社名なし9部）

- ② 学習資料見本（カラーB5版 縦 片面4ページ）

10部（社名入り1部、社名なし9部）

※別に提示する見本原稿（全4ページ）により作成すること。また、見本原稿と最終

原稿とは異なる場合がある。

- ③ 見積書（A4版 縦1枚、様式は自由だが、制作費等の明細内訳が分かるもの）  
1部（社名入り）
- (2) 提出点数  
上記の提出品目の①から③までの1式を1案とし、1社1案とする。  
※「社名なし」の提出品目には、企業名（略称含む）、住所、社章等の企業名が分かる記載はしないこと。  
※ 書類は製本テープ等で留めず、クリップ等で留めて提出すること。
- (3) 提出期限  
令和7年10月3日（金） 午後5時15分まで（期限厳守）
- (4) 提出方法  
7(4)に同じ
- (5) 提出先  
7(5)に同じ

## 1.1 委託事業者の選定等に関する事項

- (1) 選定方法  
鹿児島市市民局市民文化部契約業者選定委員会において、提出書類について書類審査のみを行い（プレゼンテーションは実施しない）、総合的に評価し、本業務を委託するのに最も適した者を決定するものとする。
- (2) 審査項目
  - ① 業務の目的に対する理解度
  - ② 企画力・表現力
  - ③ デザイン、レイアウト、イラスト
  - ④ 見やすさ、分かりやすさ
  - ⑤ 費用
  - ⑥ 総合
- (3) 有効提案の条件
  - ① 学習資料見本が別に提示する見本原稿（全4ページ）をデザインしていること。
  - ② 当該業務委託契約に係る見積価格が予算の範囲内であること。
- (4) 選定結果の通知
  - ① 選定結果は書面にて個別に通知する。
  - ② 選定結果に対する異議申立ては一切認めない。
  - ③ 選定された事業者は、鹿児島市と十分に協議して業務を進めることとし、企画案に関する必要な一部の修正については応じるものとする。

## 1.2 失格事項等

- (1) 企画提案競技への参加に関する提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) この要領に違反している又は適合しない場合
- (3) 企画提案競技への参加に関する提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した

場合

- (4) 見積書において、5の予算上限額を上回る提案を行った場合
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

### 1.3 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)

なお、書類の提出以降、企画提案競技に至るまでの間に、告示の資格要件を満たさなくなった場合は、企画提案競技に参加できない。

また、選定された者が、契約に至るまでの間に、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

### 1.4 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。また、企画提案書提出に要した一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。この場合において、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

### 1.5 日程

内 容	日 時
(1) 企画提案競技告示	令和7年8月15日(金)
(2) 質問受付期限	令和7年8月21日(木) 午後5時15分まで
(3) 質問回答期限	令和7年8月26日(火)
(4) 企画提案競技参加申込書提出期限	令和7年8月29日(金) 午後5時15分まで
(5) 企画提案書提出期限	令和7年10月3日(金) 午後5時15分まで
(6) 選定結果通知	令和7年11月上旬(予定)